

議案第 31 号

生駒市立学校設置条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成20年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市立学校設置条例

生駒市立学校設置条例（昭和39年4月生駒市条例第13号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条の規定に基づき、本市に幼稚園、小学校及び中学校を設置する。

（幼稚園の名称及び位置）

第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
生駒市立高山幼稚園	生駒市高山町12555番地
生駒市立なばた幼稚園	生駒市東生駒月見町207番地25
生駒市立生駒台幼稚園	生駒市新生駒台3番44号
生駒市立南幼稚園	生駒市小平尾町25番地1
生駒市立生駒幼稚園	生駒市西旭ヶ丘18番12号
生駒市立俵口幼稚園	生駒市俵口町2231番地

生駒市立あすか野幼稚園	生駒市あすか野南 2 丁目 5 番 2 号
生駒市立桜ヶ丘幼稚園	生駒市桜ヶ丘 7 番 1 6 号
生駒市立壺分幼稚園	生駒市壺分町 5 2 0 番地

(小学校の名称及び位置)

第 3 条 小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
生駒市立生駒小学校	生駒市山崎町 4 番 4 4 号
生駒市立生駒南小学校	生駒市萩原町 3 3 5 番地
生駒市立生駒北小学校	生駒市高山町 1 2 5 9 5 番地
生駒市立生駒台小学校	生駒市新生駒台 1 番 3 3 号
生駒市立生駒東小学校	生駒市東生駒 4 丁目 3 9 8 番地 1 1 0
生駒市立真弓小学校	生駒市真弓 1 丁目 1 1 番 1 5 号
生駒市立俵口小学校	生駒市俵口町 6 1 4 番地 1
生駒市立鹿ノ台小学校	生駒市鹿ノ台西 1 丁目 5 番地 2
生駒市立桜ヶ丘小学校	生駒市桜ヶ丘 7 番 1 5 号
生駒市立あすか野小学校	生駒市あすか野南 2 丁目 5 番 1 号
生駒市立壺分小学校	生駒市壺分町 3 5 6 番地 1
生駒市立生駒南第二小学校	生駒市小平尾町 9 2 7 番地

(中学校の名称及び位置)

第 4 条 中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
生駒市立生駒中学校	生駒市西松ヶ丘 9 番 1 9 号

生駒市立生駒南中学校	生駒市萩原町 9 0 番地
生駒市立生駒北中学校	生駒市高山町 6 7 9 4 番地
生駒市立緑ヶ丘中学校	生駒市緑ヶ丘 2 2 3 2 番地
生駒市立鹿ノ台中学校	生駒市鹿ノ台南 2 丁目 1 6 番地
生駒市立上中学校	生駒市上町 3 0 0 0 番地
生駒市立光明中学校	生駒市小明町 5 5 番地
生駒市立大瀬中学校	生駒市小瀬町 9 1 1 番地 1

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(生駒市立学校給食センター条例の一部改正)

- 2 生駒市立学校給食センター条例（昭和 5 7 年 4 月生駒市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「（昭和 3 9 年 4 月生駒市条例第 1 3 号）第 2 条及び第 3 条」を「（平成 2 0 年 3 月生駒市条例第 号）第 3 条及び第 4 条」に改める。